平成２３年（フ）第４３９号
奈良県生駒市さつき台１丁目503番地34
債務者　畑中　治男
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板野　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４４０号
奈良県生駒市さつき台１丁目503番地34
債務者　畑中　貴子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板野　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４１４号
鹿児島県鹿児島市魚見町150番地２
債務者　髙山　　学
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１２０３号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番13―304号
債務者　岩村　秀治
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影山　博英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２７３号
大阪府富田林市楠町４番１―1003号
債務者　中谷　清弘
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影山　博英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１７７号
名古屋市昭和区台町３丁目６番地の１　大和ビル305号
債務者　本田　富子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　義典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８１号
名古屋市昭和区台町３丁目６番地の１　大和ビル305号
債務者　本田　敬介
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　義典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６６７号
札幌市東区北20条東８丁目３番13―204号
債務者　山崎　佳子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋場　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０３号
長崎県長崎市立岩町14番14号
債務者　大平真由美
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植木　博路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
長崎県長崎市鳴見町627番地
債務者　田中　廣行
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日髙　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１２号
鹿児島県鹿児島市川上町1771番地６　ハッピーハイム204号
債務者　松永　涼子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
長崎県長崎市星取１丁目４番３号、旧住所長崎県長崎市星取２丁目６番34号
債務者　森塚　陽子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵口　純吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６８号
大分県由布市庄内町大龍2568の２番地、住民票上の住所大分県杵築市大字片野290番地２ウエストコートⅡ２Ａ―13号
債務者　福田　眞一
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀井　正照
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２２３号
岐阜県本巣郡北方町加茂351番地の２
債務者　三友自動車販売こと　大野　　修
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　御子柴　慎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３４０号
宮崎市清武町今泉甲3610番地12
債務者　小野　秀子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３６９号
埼玉県越谷市千間台西２丁目６番地14　第一ＳＳハイツ105
債務者　岩木　平八
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目２番１―101号
債務者　渡邉　千鶴
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係